

安全法令ダイジェスト 改訂第5版

ポケット版 2014年12月17日第6刷 訂正箇所
テキスト版 2015年1月16日第6刷 訂正箇所
※ポケット版テキスト版とも7刷より反映

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 2 2 最下段

【訂正前】加重

【訂正後】荷重

P 1 3 4 中段 「暴風」説明部分

【訂正前】以上の

【訂正後】をこえる

P 1 6 5 最上段

【訂正前】〈高圧則1条1号〉

【訂正後】〈高圧則1条の2第2号〉

P 1 6 5 中段から下段にかけて6カ所

【訂正前】気閘

【訂正後】気こう

P 1 6 6 最上段 追加

⇒作業計画〈高圧則12条の2〉 ●減圧を停止する圧力・時間等を示した作業計画を作成し、労働者に周知

P 1 6 6 上段

【訂正前】

⇒高圧下の時間〈高圧則15条〉 ●高圧則別表第1、第2高圧室内業務時間表による管理

【訂正後】

⇒ガス分圧の制限〈高圧則15条〉 ●酸素、窒素、炭酸ガスの分圧の制限（酸素18kPa～160kPa、窒素400kPa以下、炭酸ガス0.5kPa以下となるよう送気、換気）を実施

P 1 6 6 上段

【訂正前】

⇒炭酸ガスの抑制〈高圧則 16 条〉 ●作業室、気間室内の炭酸ガスの分圧が 0.5Kpa を超えないよう換気

【訂正後】

⇒酸素ばく露量の制限〈高圧則 16 条〉 ●酸素ばく露量が一定値(平 26 厚労省告示 457 号)を超えないよう作業室・気こう室へ送気

P 1 6 6 上段

【訂正前】

⇒減圧の速度〈高圧則 18 条〉 ●毎分 0.08Mpa 以下

【訂正後】

⇒減圧の速度〈高圧則 18 条〉 ●毎分 0.08Mpa 以下。減圧を停止する時間は所定の計算式(平 26 厚労省告示 457 号)により求める。業務間・終了後の 14 時間は重激な業務への従事禁止

P 1 6 6 中段

【訂正前】

⇒減圧状況の記録〈高圧則 20 条の 2〉 ●気間室室内の減圧状況を自動的に記録(圧力 0.1Mpa 以上)。5 年間保存

【訂正後】

⇒作業の状況の記録〈高圧則 20 条の 2〉 ●減圧を停止する圧力・時間等の計画に定めた事項を記録。5 年間保存

P 1 6 7 上段

【訂正前】 ●炭酸ガス・有害ガス濃度測定器具を点検

【訂正後】 ●酸素・炭酸ガス・有害ガス濃度測定器具を点検

P 1 6 7 上段から中段にかけて 3カ所

【訂正前】 気閘

【訂正後】 気こう

P 1 6 7 中段 高圧室内作業主任者の携行器具〈高圧則 26 条〉

【訂正前】 ●炭酸ガス及び有害ガスの濃度測定器具

【訂正後】 ●酸素・炭酸ガス・有害ガスの濃度測定器具

P 1 6 8 最上段

【訂正前】 高圧則 1 条 2 号

【訂正後】 高圧則 1 条の 2 第 3 号

P 1 6 8 上段 空気層〈高圧則 8 条〉「3. ～」末尾に以下を追加
(平 26 厚労省告示 457 号)

P 1 6 8 中段

【訂正前】潜水時間〈高圧則 27 条、別表第 2〉

【訂正後】作業計画の準用〈高圧則 27 条〉

P 1 6 8 中段 高圧則 2 7 条の説明を以下の内容に差し替え

高圧室内業務の管理の規定を潜水業務（10 m以上）の管理に準用

- ・減圧を停止する圧力・時間等を示した作業計画を作成し、労働者に周知〈高圧則 12 条の 2〉
- ・酸素、窒素、炭酸ガスの分圧の制限（酸素 18kPa ～ 160kPa、窒素 400kPa 以下、炭酸ガス 0.5kPa 以下となるよう送気、換気）を実施〈高圧則 15 条〉
- ・酸素ばく露量が一定値（平 26 厚労省告示 457 号）を超えないよう作業室・気こう室へ送気〈高圧則 15 条〉
- ・毎分 0.08MPa 以下。減圧を停止する時間は所定の計算式（平 26 厚労省告示 457 号）により求める。業務間・終了後の 14 時間は重激な業務への従事禁止〈高圧則 18 条〉
- ・減圧を停止する圧力・時間等の計画に定めた事項を記録〈高圧則 20 条の 2〉

P 1 6 8 下段 以下の項目を削除

⇒浮上の速度〈高圧則 31 条〉

1. 浮上速度は 10m/ 分以下
2. 別表 2 の浮上欄の水深において、所定の時間浮上を停止すること

P 1 6 9 上段 さがり綱〈高圧則 33 条〉

【訂正前】別表第 2 の浮上欄の

【訂正後】3 mごとに

P 1 6 9 中段 以下の項目を削除

⇒純酸素の使用制限〈高圧則 35 条〉 ●純酸素を吸入して潜水業務を行わないこと

P 1 7 9 上段

【訂正前】

職務〈有機則 19 条 2 項〉

- ・作業者が有機溶剤で汚染され又は吸入しないように、作業方法を決定し、作業者を指揮する

【訂正後】

職務〈有機則 19 条の 2〉

- ・作業者が有機溶剤・特別有機溶剤で汚染され又は吸入しないように、作業方法を決定し、作業者を指揮する

P 1 7 9 中段

【訂正前】昭和 53 年 8 月 7 日付労働省告示第 88 号

【訂正後】昭和 53 年 8 月 7 日付労働省告示第 88 号、平成 26 年 11 月 4 日付厚生労働省告示 401 号一部改正

P 1 7 9 下段 「3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置」の内容を以下の文章に差し替え

(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること

(2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること

(3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと

(4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと